

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

石垣市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 南部地域

#### (1) 現況

本地域は、宮良橋を起点として島の中央を流れる宮良川に沿って、赤下橋から石垣市クリーンセンター北側の一部を含め、県道富野・大浜線と結んだ南側約 696ha 及び、バナナ岳、万勢岳の南側裾野に広がる約 1,180ha の平坦な農用地で形成されている。

さとうきびを主体に葉たばこ、野菜、水稻、花きの生産や肉用牛の生産に加え、薬用植物の生産も行われている。

農用地の大半が土地改良事業等により基盤整備が施されており、一体となった団地が形成され、機械化に対応する条件を備えていることから、土地利用型農業を基本とした、輪作体系及び機械化一貫作業体系の確立を推進しつつ、合理的かつ効率的な農業の生産方式を普及する必要がある。

また、耕土流出については、さんご礁が発達し貴重な動植物が生育する、固有の自然環境を保全するために、従来の沈砂池やグリーンベルト、畦畔等の赤土等流出防止施設の整備に加え、発生源対策としてさとうきびの夏植えから春植え・株出しへの転換を促進する営農連携事業が実施されているが、これまで以上に取り組みを推進する必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

##### 1) 多面的機能支払交付金

農業生産力の維持向上や赤土等の流出防止、耕作放棄地の発生防止を図る農振地区域内に存する農用地を取組目標とする。

## 2. 中部地域

### (1) 現況

本地域は、於茂登山嶺の南東側及び宮良川上流に展開する約 1,276ha から於茂登岳南西側名蔵川流域に広がる約 855ha の農用地で形成されている。地形は山並みに沿った丘陵台地と肥沃な平坦地からなり、さとうきび、パイナップルの生産を中心に水稻、野菜、熱帯果樹、花き等の多様な生産が展開されている。

今後は合理的な土地利用の推進や安定した生産体制の確立を図るとともに、本地域の魅力ある自然景観と多様な農業の展開を活かし、市民及び観光客との交流を目指した滞在・体験型農業（グリーンツーリズム）への取り組みを進める。

また、耕土流出については、さんご礁が発達し貴重な動植物が生育する、固有の自然環境を保全するために、従来の沈砂池やグリーンベルト、畦畔等の赤土等流出防止施設の整備に加え、発生源対策としてさとうきびの夏植えから春植え・株出しへの転換を促進する営農連携事業が実施されているが、これまで以上に取り組みを推進する必要がある。

また、於茂登岳に近い農用地では、鳥獣害の発生が頻発しているため、農作物への被害軽減に取り組む必要がある。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

#### 1) 多面的機能支払交付金

農業生産力の維持向上や赤土等の流出防止、耕作放棄地の発生防止を図る農振地区域内に存する農用地を取組目標とする。

## 3. 東部地域

### (1) 現況

本地域は、カラ岳南側に広がる、白保・宮良集落に至るまでの約 1,526ha からカラ岳北方、伊原間までの南北に長く広がる約 618ha の農用地で形成され、カラ岳南側は大半が島尻マーヅ土壤を主体にした平坦地、カラ岳北側は集落一体の地形は平坦であるが、全体的には山並みに沿った起伏の激しい傾斜地が多い。

さとうきび、パイナップルを中心に施設野菜、葉たばこ、熱帯果樹、熱帯性花き等の生産が営まれ、轟川流域や低地の一部では水稻の生産が行われている。また、畜産基地建設事業や団体営草地開発整備事業による大規模な採草放牧地が形成され、肉用牛生産が展開されている。

なお、カラ岳南側は基盤整備事業により畑地かんがい施設の整備がされているが、カ

ラ岳北側は未整備である。

今後、カラ岳南側は土地利用型農業を機軸とし、規模拡大が見込まれる野菜等園芸作物の生産を推進すると共に、必要な農業近代化施設の一体的な整備を図る必要がある。

カラ岳北側は農用地に介在する山林原野等の土地基盤整備箇所において、周辺農用地と一体化した土地基盤の整備を図る。また、大きな河川がなく必要な水の大部分を不安定な雨水に頼っているため、農業用水の再編及び畑地かんがい施設の整備により、安定した農業用水を供給し、熱帯花き、果樹の共用利用施設の整備を図り、集約的な農業を行う農地としての土地利用を進める必要がある。

また、本地域は、農家の高齢化や後継者不足等により、集落機能の低下や耕作放棄地、鳥獣害の発生が顕著で、地域の共同活動によって支えられている、多面的機能の持続的な発揮に支障が生じることが懸念されている。このため、自然環境との調和を図り、地域資源を生かした農村の多面的機能の発揮を強化することと、農地の荒廃化を防ぐために、耕作放棄地にかかる農地利用調整をさらに促進し、農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減する必要がある。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 1) 多面的機能支払交付金

農業生産力の維持向上や赤土等の流出防止、耕作放棄地の発生防止を図る農振地区域内に存する農用地を取組目標とする。

## 4. 北部地域

### (1) 現況

本地域は、平久保半島の南部の伊原間、明石地区約710haと、平久保半島の中央を縦走する久宇良岳、安良岳、山当山の裾野に広がる約776haの農用地で形成され、地質は大半が国頭マージであるが、明石地区の平坦部では肥沃な海成沖積土壌が分布している。平坦部は、さとうきびを主体に野菜・果樹・熱帯性花きの生産が行われ、ハンナ岳や久宇良岳、安良岳、山当山の裾野の傾斜地は、本市の三大牧場である伊原間牧場及び久宇良・平久保牧場の採草放牧地として利用されている。

今後は、平久保半島の南部は、畑作経営と畜産経営の有機的結合を図り複合経営を基軸とし、豊かな自然と農村景観を活かした都市住民及び観光客との交流の拠点となる、産直施設の整備を行い地産地消の推進を図る。北部側の平坦地は基盤整備の推進により、さとうきびを主体とした土地利用型農業を推進し、農用地の維持・保全を図る必要がある。

る。

また、本地域は、農家の高齢化や後継者不足等により、集落機能の低下や耕作放棄地、鳥獣害の発生が顕著で、地域の共同活動によって支えられている、多面的機能の持続的な発揮に支障が生じることが懸念されている。このため、自然環境との調和を図り、地域資源を生かした農村の多面的機能の発揮を強化することと、農地の荒廃化を防ぐために、耕作放棄地にかかる農地利用調整をさらに促進し、農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減する必要がある。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 1) 多面的機能支払交付金

農業生産力の維持向上や赤土等の流出防止、耕作放棄地の発生防止を図る農振地区域内に存する農用地を取組目標とする。

## 5. 西部地域

### (1) 現況

本地域は、崎枝・川平・大嵩・中筋・吉原集落周辺の約847haと、於茂登岳、野底岳山嶺の北西側に沿って細長く展開する約347haの農用地で形成されている。崎枝・川平地区及び野底山嶺北西側の平坦部は、土地改良事業等による基盤整備が行われた集団農用地であるが、全体的に起伏が厳しく大半が傾斜地である。

さとうきび、パインアップルを主体に野菜、果樹、肉用牛生産に伴う採草放牧地として利用されており、低地の一部では稲作が営まれている。

今後は、土地基盤整備が行われた地区の集団農用地では、かんがい施設等の再整備を進め、畑作経営と畜産経営の有機的結合を図ることにより、複合経営を推進し、合理的な土地利用の推進を図る。また、都市住民及び観光客との交流の拠点となる産直施設の整備・拡充を図り地産地消を推進し、土地の高度利用と集約的な農業を行う農地としての利用を進める。農用地内に介在する山林原野等においては森林の持つ諸機能に配慮しつつ土地基盤整備を行い、農用地の集団化を図ると共に肉用牛生産を取り入れた複合経営の促進を図りつつ合理的な土地利用を図る必要がある。

また、本地域は、農家の高齢化や後継者不足等により、集落機能の低下や耕作放棄地、鳥獣害の発生が顕著で、地域の共同活動によって支えられている、多面的機能の持続的な発揮に支障が生じることが懸念されている。このため、自然環境との調和を図り、地域資源を生かした農村の多面的機能の発揮を強化することと、農地の荒廃化を防ぐために、耕作放棄地にかかる農地利用調整をさらに促進し、農用地の保全に関する取組に要

する担い手の負担を軽減する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

1) 多面的機能支払交付金

農業生産力の維持向上や赤土等の流出防止、耕作放棄地の発生防止を図る農振地域区域内に存する農用地を取組目標とする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	南部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	中部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	東部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	北部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑤	西部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

特になし